

彦根市デイサービスセンター きらら

<重要事項説明書>

介護予防通所介護相当サービス(第1号通所事業)

介護予防通所介護相当サービス 重要事項説明書

1.センターの概要

(1)施設の名称等

施設名	彦根市デイサービスセンターきらら
事業種別	介護予防通所介護相当サービス(第1号通所事業)
開設年月日	平成14年2月12日
所在地	彦根市川瀬馬場町1015番地1
電話番号	0749(28)7353
ファックス番号	0749(28)9322
管理者	所長 土川裕人
介護保険指定番号	2570200325

(2)彦根市デイサービスセンターきらら

〔経営理念〕

“しあわせな老後をめざし「普通の生活を活力をつけてゆったり気分で仲間といっしょに楽しむ」ために「あたたかいもてなしの心」で提供し、地域社会に貢献する”

〔目的〕

きららでは要介護老人で、入院治療を必要としない人に対しての看護・介護・リハビリ等の日常生活サービスをデイサービスの方法で提供し、心身諸機能の改善や日常生活動作の向上につとめるセンターです。

〔基本方針〕

- 1.自立支援
- 2.明るい家庭的雰囲気作り
- 3.地域、家庭の結びつき重視
- 4.親切、快適、安心、満足、可能性の追求

(3)きららの職員体制

・管理者(センター長) 1名

事業所の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。また、通所介護計画の作成等を行う。

・介護職員 16名

直接的な介護・機能訓練等のサービスの提供にあたる。

・看護職員 2名

直接的な介護・機能訓練等のサービスの提供にあたる。

・生活相談員 3名

事業所に対する利用の申込に係わる調整、利用者の生活相談、通所介護計画の作成、ボランティア・研修生の窓口担当等を行う。またサービス担当者会議等に施設の代表として参加調整を行う。

・機能訓練担当職員 1名

日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を行う。

- (4)利用定員 きらら:一日 40 名(通所介護を含む) 6 時間以上 7 時間未満
- (5)デイサービス開所日 月～土(但し、日曜日及び 12/29～1/3 は休日)
- (6)利用時間 きらら:6 時間以上 7 時間未満 午前 9 時 50 分から午後 3 時 55 分

2.サービス内容

きらら(6 時間以上 7 時間未満)

- ① 介護予防通所介護相当サービス計画の立案・見直し
- ② 食事 (昼食 12 時 00 分～13 時 00 分)
- ③ 入浴 一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特殊入浴法(チェア浴・寝台浴)で対応します。(ただし、利用者の身体の状態に応じてシャワー浴・清拭となる場合があります。)
- ④ 看護
- ⑤ 介護・日常生活の援助
- ⑥ 運動器機能訓練
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 送迎サービス
- ⑨ 基本時間外施設利用サービスについてはサービス計画に基づいて行います。料金については利用料金表をご参照ください。
- ⑩ その他

3.利用料金

(1)料金

・保険給付自己負担分ならびにその他料金については、別紙料金表をご覧ください。

(2)支払い方法

- ・毎月、前月分の請求書を発行しますので、その月にお支払いください。
- ・お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・お支払い方法は、現金で当事務所窓口までお願いします。(月～土 8 時 30 分～16 時 50 分)

4.協力医療機関

協力医療機関への受診

当センターでは、下記の医療機関・歯科医療機関と連携しております。

・協力医療機関・協力歯科医療機関

名 称 公益財団法人 豊郷病院
住 所 滋賀県犬上郡豊郷町八目 12

緊急時の連絡先

緊急の場合には、ご記入いただいた連絡先に連絡します。

5.センター利用に当たっての留意事項

別途パンフレット「通所介護のご案内」をご覧ください。

6.非常災害対策

- ・防災設備 消火器、消火栓の設備完備、自動火災通報設備完備
- ・防災訓練 年2回
- ・BCP(業務継続計画)訓練 年1回

7.禁止事項

当センターでは多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、職員は誠意をもって介護にあっておりますので、不当な要求や職員への暴言やセクシャルハラスメント行為や他の利用者に対して、利用継続が困難となる背信行為又は反社会的行為を行わないようにお願いします

8.要望及び苦情等の相談

当センターには支援相談の専門員として生活相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、センター長にお寄せいただければ、速やかに対応いたします。

きらら生活相談員	0749(28)7353
彦根市高齢福祉推進課	0749(24)0828
甲良町保健福祉課	0749(38)5151
豊郷町医療保険課	0749(35)8117
滋賀県国民健康保険団体連合会	077(522)2651

9.個人情報保護

- ・別に定めた基本方針に基づき、利用目的の範囲内で同意書を受領して取扱をします。
- ・無断で利用に関する写真や動画撮影、録音及び SNS 等のネットへの投稿を行わないようにお願いします。

10.賠償責任

- ①サービス提供に伴って事故が発生した場合、当センターは、契約者及び連帯保証人に対して、速やかに連絡し誠意をもって話し合い、施設が法律上の損害賠償責任を負う場合には責任をもって対応します。
- ②契約者の責に帰すべき事由によって、当センターが損害を被った場合、契約者及び連帯保証人は、連帯して、当センターに対して、その損害を賠償するものとします。
- ③事故発生の際は市・町にも報告し対応を協議します。

11.その他

- ①デイサービスセンターきららについての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。
- ②デイサービスセンターきららは地域の福祉活動や福祉の教育の一環として、幼稚園・小学校との交流会、高校・大学の実習の受け入れを行っています。
- ③提供するサービスの第三者評価(公正・中立な第三者機関が専門的・客観的な立場から評価を行う)は実施していません。

個人情報の利用目的

当事業所は利用者の尊厳を守り安全に配慮するとともに、お預りしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的

〔内部での利用目的〕

- ・当事業所が契約者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護保険サービスの契約者に係る当事業所の管理運営事務のうち
 - 入退所等の管理
 - 会計・経理
 - 事故等の報告
 - 当該契約者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当事業所が契約者等に提供する介護サービスのうち
 - 契約者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - 契約者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - 検体検査業務の委託その他の事務委託
 - 家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - 保険事務の委託
 - 審査支払機関へのレセプトの提出
 - 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

上記以外の利用目的

〔内部での利用に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - 医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基本資料
 - 当事業所において行われる学生の実習への協力
 - 当事業所において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当事業所の管理運営業務のうち
 - 外部監査機関への情報提供

○上記のうち、他の事業者等への情報提供については同意しがたい事項がある場合には、その旨を担当窓口までお申し出ください。お申し出がないものについては、同意していただけるものとして取り扱わせていただきます。

○これらのお申し出は、後からいつでも撤回、変更することができます。

彦根市デイサービスセンターきららに関して、担当者による説明を受けました。

尚、この契約を証するため、本書2通を作成し、本人・事業者が署名押印の上、1通ずつ保有するものとします。

令和 年 月 日

<利用区分>

介護予防通所介護相当サービス(第1号通所事業)

<説明者>

氏名 _____ 印

私は説明者(担当者)の説明を受けました。

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

続柄 本人

家族 利用者との関係(_____)

代理人 利用者との関係(_____)